

下野市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和元年 7 月 9 日

下 野 市 長 広 瀬 寿 雄

下野市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、下野市が、栃木創生 15 戦略及び下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、下野市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、栃木県と協働して行う栃木県移住支援事業において、県が行うマッチング支援事業又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が転居・就業又は起業・定着に至った場合に、予算の範囲内において交付する移住支援金について、栃木県移住支援事業実施要綱(平成 31 年 4 月 23 日付地振第 16 号)、栃木県マッチング支援事業実施要領(平成 31 年 4 月 23 日付労政第 27 号)及びとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領その他法令等の定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付金額)

第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては 100 万円、単身の申請の場合にあつては 60 万円とする。

(交付要件)

第 3 条 移住支援金の交付要件は、第 1 号を満たし、かつ第 2 号又は第 3 号に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第 4 号を満たすこととする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 住民票を下野市に移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- (イ) 住民票を下野市に移す直前に、連続して5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、下野市に住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 平成31年4月23日以降に下野市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、下野市に転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 下野市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他栃木県又は下野市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 移住支援金の対象として栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイトに掲載している求人又は移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

移住支援金の交付申請日が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件（世帯の申請をする場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月23日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（事前相談）

第4条 移住支援金の申請を予定する者は、あらかじめ市長に事前相談を行うものとする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付の申請をしようとする者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、本人確認ができる書類を提示の上、市長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の2）

(2) 移住元に関する要件を満たすことを証する書類（別表1左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類）

(3) 就職に関する要件又は起業に関する要件に該当することを証する書類（別表2左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める書類）

(4) 移住支援金の振込先の金融機関の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに下野市移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条の交付決定を受けた者に対しては、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（調査等）

第8条 市長は、移住支援金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認められる場合は、現地調査を行い、又は移住支援金の申請者若しくは交付を受けた者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして栃木県及び下野市が認めた場合はこの限りではない。

（1） 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した下野市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2） 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した下野市から転出した場合

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第5条関係）

区 分		書 類
住民票を下野市に移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたことを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分）
住民票を下野市に移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、下野市に住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤をしていたことを証する書類	法人経営者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分） ・ 法人登記簿その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類
	個人事業主の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分） ・ 開業届出済証明書その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類
	上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住元の住民票の除票その他移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の申請をする場合は申請者を含む世帯員全員分）

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書その他移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類 ・ 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
--	--	---

別表 2（第 5 条関係）

区 分	書 類
就職に関する要件に該当することを証する書類	・ 移住先の就業先の就業証明書（様式第 2 号）
起業に関する要件に該当することを証する書類	・ 地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金の交付決定通知書の写し